

第27号議案

長崎市固定資産評価審査委員会条例及び

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

目次	(ページ)
1 改正の概要	1
2 行政手続における押印廃止及び署名見直しの方針	1
3 押印廃止等の手続数	2～3
4 改正内容	3～4
5 新旧対照表	4～5

総 務 部
理 財 部

令和3年2月



1 改正の概要

市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、行政手続における押印の廃止及び署名の見直しを行うもの。

(1) 長崎市固定資産評価審査委員会条例（第1条関係）

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査の手続及びその他の書類について、押印の廃止及び署名の見直しを行う。

(2) 職員のサービスの宣誓に関する条例（第2条関係）

職員のサービスの宣誓に関する宣誓書への署名及び押印を廃止する。

(3) 施行日 公布の日

2 行政手続における押印廃止及び署名見直しの方針

(1) 方針

行政手続における押印廃止及び署名見直し（以下「押印廃止等」という。）は、市民の負担を軽減し、市民サービスの向上を図ることにつながり、また、行政手続のオンライン化のために不可欠なものでもあることから、全庁の手続を対象として令和3年3月末までの押印廃止等に向けて積極的に取り組む。

(2) 判断基準

ア 押印の廃止基準

押印を求める趣旨は、手続を行う者の本人確認、真意確認及び文書内容の真正性担保にあるが、認印による押印や印鑑照合を行わない登記印・登録印による押印は認証の効力が乏しいため、基本的に廃止する。

登記印・登録印による押印を求め、かつ印鑑照合を行っているものについては、認証の効力が大きく、基本的に押印を存続する。

イ 署名の見直し基準

署名及び押印の両方を求めている手続について、押印の廃止と併せて、基本的に署名も廃止し、記名でよいこととする。

署名又は記名押印の一方を求めている手続についても、押印の廃止と併せて、基本的に署名を廃止し、記名でよいこととする。

3 押印廃止等の手続数

(1) 経緯

時期	H4～ H12	H13	H14	H15	R2 (予定)	計
廃止手続 の数	押印 436種類	押印 573種類	押印 81種類	押印 87種類	押印 1,846種類 署名 385種類	押印 3,023種類 署名 385種類

(2) 押印の廃止予定（令和3年2月18日現在）

押印を求める 根拠	根拠規定 の数	手続の種類数		
		押印廃止	押印存続	
条例	3本	11種類	7種類	4種類
規則	197本	1,198種類	1,056種類	142種類
要綱等	454本	1,081種類	783種類	298種類
計	654本	2,290種類 (100%)	1,846種類 (81%)	444種類 (19%)

〔押印を廃止する主な手続〕

- ・ 国民健康保険税申告書
- ・ 保育利用申込書
- ・ 葬具利用申込書 等

〔押印を存続する主な手続〕

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請
- ・ 契約関係書類（契約書等）
- ・ 会計関係書類（請求書、領収書等）
- ・ 補助金等の申請書等

※今後、オンライン申請等を導入することで実質的に署名及び押印の必要性はなくなる。

(3) 署名の廃止予定（令和3年2月18日現在）

署名を求める 根拠	根拠規定 の数	手続の種類数		
			署名廃止	署名存続
条例	2本	6種類	6種類	0種類
規則	57本	271種類	201種類	70種類
要綱等	85本	204種類	178種類	26種類
計	144本	481種類 (100%)	385種類 (80%)	96種類 (20%)

〔署名を廃止する主な手続〕

- ・市営住宅入居申込書
- ・道路占用許可申請書
- ・り災証明交付申請書 等

4 改正内容

(1) 長崎市固定資産評価審査委員会条例

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査の手続及びその他の書類について押印廃止等を行うもの。

〔具体的な手続〕

	手続	内容	令和元年度 件数
①	審査の申出	審査申出人等による審査申出書への押印を廃止	1件
②	審査申出人の口頭による意見陳述（調書の作成）	固定資産評価審査委員会委員及び書記による署名押印を廃止	1件
③	口頭審理（口述書の作成）	提出人による署名押印を廃止	0件
④	口頭審理（調書の作成）	固定資産評価審査委員会委員及び書記による署名押印を廃止	0件
⑤	実地調査（調書の作成）		1件
⑥	議事についての調書		5件

(2) 職員のサービスの宣誓に関する条例

職員に対し、公務員には民間企業と異なる服務規律があることを自覚させるため、地方公務員法第31条に定めるサービスの宣誓の方法等について定めているもの。

〔現行〕

新たに職員となった者が、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員(以下「任命権者等」という。)の面前において宣誓書に署名及び押印を行う。ただし、実態としては、任命権者等の前で宣誓書を読み上げている。

〔改正後〕

新たに職員となった者が、任命権者等の面前において宣誓書により宣誓する。

任命権者等の前で宣誓書を読み上げることで、職員の倫理的自覚を促す地方公務員法の目的は達成できると判断されることから、面前での署名及び押印を廃止する。

【参考】

地方公務員法(抜粋)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

5 新旧対照表

(1) 長崎市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
長崎市固定資産評価審査委員会条例	長崎市固定資産評価審査委員会条例
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 [略]	第4条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
[削る]	4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときには代理人)が押印しなければならない。</u>
4 [略]	5 [略]
5 [略]	6 [略]
(審査申出人の口頭による意見陳述)	(審査申出人の口頭による意見陳述)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が記名しなければならない。	3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(口頭審理)	(口頭審理)

<p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出人が署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
---	--

(2) 職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>職員の服務の宣誓に関する条例</p> <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)により<u>宣誓</u>してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記様式(第2条関係)</p>	<p>職員の服務の宣誓に関する条例</p> <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)に<u>署名</u>してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記様式(第2条関係)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、市民の信頼に応えるよう、地方自治の本旨にのっとり公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚するとともに、法令を遵守し、全体の奉仕者として公共の利益のため誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、市民の信頼に応えるよう、地方自治の本旨にのっとり公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚するとともに、法令を遵守し、全体の奉仕者として公共の利益のため誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> </div>